

令和8年3月25日
午後2時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 伊藤千春 | 2番 | 柴田英里 |
| 3番 | 鈴木りつか | 4番 | 平居ゆかり |
| 5番 | 横井克典 | 6番 | 板倉克典 |
| 7番 | 那須英二 | 8番 | 加藤明由 |
| 9番 | 小久保照枝 | 10番 | 堀岡敏喜 |
| 11番 | 佐藤仁志 | 12番 | 江崎貴大 |
| 13番 | 加藤克之 | 14番 | 高橋八重典 |
| 15番 | 早川公二 | 16番 | 平野広行 |

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

| | | | |
|----|------|----|-------|
| 2番 | 柴田英里 | 3番 | 鈴木りつか |
|----|------|----|-------|

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

| | | | |
|--|------|---------------------------|-------|
| 市 長 | 安藤正明 | 副 市 長 | 村瀬美樹 |
| 教 育 長 | 高山典彦 | 総 務 部 長 | 伊藤淳人 |
| 市民生活部長 | 飯田宏基 | 健康福祉部長兼 福祉事務所長 | 安井幹雄 |
| 教 育 部 長 | 渡邊一弘 | 監 査 委 員 長 | 水谷繁樹 |
| 総 務 課 長 | 横江兼光 | 財 政 課 長 | 村田健太郎 |
| 人事秘書課長 | 神野忠昭 | 企画政策課長 | 佐藤文彦 |
| 防 災 課 長 | 太田高士 | 税 務 課 長 | 岩田繁樹 |
| 収 納 課 長 | 細野英樹 | 市民課長兼 十四山支所長兼 鍋田支所長 | 下里真理子 |
| 環 境 課 長 | 梅田英明 | 市民協働課長 | 藤井清和 |
| 観 光 課 長 | 伊藤信哉 | 保険年金課長 | 中野修 |
| 健康推進課長 | 木村仁美 | 福 祉 課 長 | 後藤浩幸 |
| 介護高齢課長 | 富居利彦 | 児 童 課 長 | 伊藤一幸 |
| 総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長兼 いこいの里所長 | 中山義之 | 産業振興課長 | 上田忠次 |

| | | | |
|-------------------|-------|------------------------------|------|
| 土木課長 | 西尾一泰 | 都市整備課長 | 三輪秀樹 |
| 下水道課長 | 早川昇作 | 会計管理者兼 会計課長 | 田口邦郎 |
| 学校教育課長 | 飯塚義子 | 生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長 | 梶浦智也 |
| 歴史民俗資料館長兼 図書館長 | 田畑由美子 | | |

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|------|------|
| 議会議務局長 | 佐野智雄 | 議事課長 | 浅野克教 |
| 書記 | 鈴木悦子 | | |

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第1号 令和8年度弥富市一般会計予算
- 日程第4 議案第2号 令和8年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第5 議案第3号 令和8年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第6 議案第4号 令和8年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第7 議案第5号 令和8年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第8 議案第6号 令和8年度弥富市下水道事業会計予算
- 日程第9 議案第7号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第8号 弥富市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第9号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 弥富市職員等の旅費に関する条例の全部改正について
- 日程第13 議案第11号 弥富市ふるさとやとみ応援基金条例の制定について
- 日程第14 議案第12号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 弥富市運動広場条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 調停の申立てについて
- 日程第17 議案第15号 弥富市立保育所条例の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第19 議案第17号 弥富市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

- 日程第20 議案第18号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第21 議案第19号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第22 議案第20号 弥富市木曾川用水濃尾第二施設改築基金条例の制定について
- 日程第23 議案第21号 市道の認定について
- 日程第24 議案第22号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第25 議案第23号 令和7年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第24号 令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第27 議案第25号 令和8年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

（追加日程）

- 日程第28 発議第2号 弥富市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第29 海部南部消防組合議会議員の選挙について
- 日程第30 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について
- 日程第31 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について
- 日程第32 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時 00 分 開議

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第 88 条の規定により、柴田英里議員と鈴木りつか議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 2 諸般の報告

○議長（堀岡敏喜君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

令和 8 年 3 月 13 日に開催をされました公共工事入札問題調査特別委員会におきまして、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に江崎貴大議員、副委員長に平野広行議員がそれぞれ選任された旨の報告がございましたので、御報告をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 議案第 1 号 令和 8 年度弥富市一般会計予算

日程第 4 議案第 2 号 令和 8 年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第 5 議案第 3 号 令和 8 年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第 6 議案第 4 号 令和 8 年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 7 議案第 5 号 令和 8 年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第 8 議案第 6 号 令和 8 年度弥富市下水道事業会計予算

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第 3、議案第 1 号から日程第 8、議案第 6 号まで、以上 6 件を一括議題といたします。

本案 6 件に関しまして、審査の経過と結果の報告を予算決算委員長に求めます。

早川公二予算決算委員長。

○予算決算委員長（早川公二君） 予算決算委員会に付託されました案件は、当初予算に関する議案として、議案第 1 号令和 8 年度弥富市一般会計予算についてをはじめ 6 件、補正予算に関する議案を 4 件、併せて 10 件について、去る 3 月 18 日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。

それでは、ただいま議題となっております当初予算に関する 6 件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、総務部所管の当初予算について、議案第 1 号令和 8 年度弥富市一般会計予算及び議案第 2 号令和 8 年度弥富市土地取得特別会計予算、以上 2 件を審査いたしました。

委員から通告にて、通話録音装置設置事業について、導入に際し複数のシステムを比較検

討したのかとの質問に、市側より周辺自治体の導入実績など複数の装置を調査研究し、現在の電話交換機の活用を含め、機能や費用等を総合的に判断して予算計上しましたとの答弁があり、続いて、市役所本庁舎に通話録音装置を設置した理由に、行政サービスの向上及び職員への不当な圧力等の抑止とあるが、具体的な課題、録音装置が最適な解決策と判断した根拠はとの質問に、長時間にわたり拘束されるケースがあり、今回導入することで市民対応の正確性向上のほか、通話録音応答メッセージを流し録音することをお知らせすることで、不当な要求等が抑止されることが期待され、職員が安心して本来の業務に専念でき、行政サービスの向上につながると考えますとの答弁がありました。

次に、建設部所管の当初予算について、議案第1号令和8年度弥富市一般会計予算及び議案第6号令和8年度弥富市下水道事業会計予算、以上2件を審査いたしました。

委員から通告にて、自由通路整備工事委託料、橋上駅舎等整備工事負担金について、令和8年度中に完了する具体的な工事内容の詳細、工種はとの質問に、主なものとして、旅客上屋の一部撤去及び新設、自由通路のくい工事、名鉄の軌道及びホームの新設工事などを予定していますとの答弁に続き、国の負担金割合の見込みはとの質問に、国の補助金である防災安全交付金を活用して整備を進めており、補助金額の上限は補助対象事業費の2分の1の額ですとの答弁に、令和7年度は予定どおりいかなかったが、そのようなことはないかとの質問に、国も厳しい財政状況の中、予算配分や交付を要望する自治体数、要望額等により、毎年度、内示率が異なるため要望どおりに予算が確保されない場合がありますとの答弁がありました。

続いて、下水道事業会計予算に対し、いつまで整備を続けるのかとの質問に、佐古木地区及び五之三川平地区の整備が完了で公共下水道整備事業は一旦区切りがつかます。その時期は、今後の国の交付金額等の事情次第ですが、令和11年度から12年度頃を予定しています。その後は、未整備地区として整備困難地区が残りますが、整備を進めて行くかは政策判断と考えていますとの答弁がありました。

続いて、老朽化対策を考えていかなければならないのではとの質問に、本市の下水道事業は平成15年度より順次整備を開始しており、令和7年度現在で、最も古いところで整備開始後21年ほど経過していることから、法定耐用年数50年を超えた管渠はございません。また、将来の老朽化対策に備え、建設改良積立金を積み立てていますとの答弁がありました。

次に、市民生活部所管の当初予算について、議案第1号令和8年度弥富市一般会計予算を審査いたしました。

委員から通告にて、コミュニティバス運行事業についてとして、チョイソコ事業が5か月目になるが、停留所を増やしてほしいとの声を聞くが増やすことは可能かとの質問に、住宅地停留所は、個人での要望で増やすことはできませんが、区長・区長補助員の取りまとめ申

請で順次追加させていただいていますとの答弁があり、続いて、ほかに改善要求などはあるかとの質問に、会員へのアンケート結果では、予約が取れないことが多い、運行していない曜日がある、運行時間が短いなどがありましたとの答弁があり、さらに委員より、チョイソコの電話予約困難及び特にネット予約の不成立が多くなっていると感じるが、解決する予算はといった質問に、電話等での意見等から午前中の予約不成立が多数であったことから、月曜日から土曜日 8時から13時の5時間、1台増車とし約515万円を計上していますとの答弁がありました。

最後に、運行時間を延長してほしいとの声があるが、見直すことはできないかとの質問には、運行時間の延長は、運行曜日の見直しの検討後の課題として考えており、時間延長の検討はもう少し先になる予定ですとの答弁がありました。

次に、健康福祉部所管の当初予算について、議案第1号令和8年度弥富市一般会計予算及び議案第3号令和8年度弥富市国民健康保険特別会計予算から議案第5号令和8年度弥富市介護保険特別会計予算まで、以上4件を審査いたしました。

委員より、予防接種事業について新たにRSウイルス定期接種が導入されるが、目的と対象年齢、期待される効果はとの質問に、妊娠中に接種することで乳幼児の肺炎・細気管支炎の主要な原因であるRSウイルスの感染を防ぐことを目的に対象者を令和8年4月1日以降に、妊娠28週ゼロ日から36週6日までの妊婦の方とします。母子免疫ワクチンと言われ、妊婦に接種すると母体内で作られた抗体が胎盤を通じ胎児に移行し、出生時からRSウイルスに対する予防効果を得ることが期待されますとの答弁がありました。

他の委員から、子ども会育成費補助金及び弥富市子ども会連絡協議会補助金について、昨年度よりも減少している理由はとの質問に、令和6年度までは市子ども会大会と市子連スポーツ大会を実施していましたが、市子連の登録子ども会の数及び人数が減少したため、令和7年度は、市子連お楽しみ会へ変更するなど行事の見直しが行われました。令和8年度は7年度と同様のため、子ども会連絡協議会の事務局と調整し、予算の見直しを行ったためですとの答弁がありました。

続いて、令和8年度からの子ども会の存続と状況はとの質問に、令和7年度の市子ども会連絡協議会に加入している子ども会は、6単位で会員数が105人でした。令和8年度も6単位で会員数もほぼ同数となる見込みですとの答弁がありました。

次に、教育部所管の当初予算について、議案第1号令和8年度弥富市一般会計予算を審査いたしました。

委員から通告にて、部活動地域展開の進捗状況はとの質問に、令和7年12月に新たに国から示されたガイドラインにのっとり、現在、令和9年9月からの休日部活動を地域展開していくため、指導者・参加者募集に関する準備、組織づくり等々を進めているところですとの

答弁がありました。

続いて、スマートロックキー導入委託料について、スマートロック導入による省力化とは、具体的に受付事務の何時間削減を見込んでいるのかとの質問に、施設利用者の利便性は大幅に向上すると考えますが、職員は、使用許可や収納額の確認などの業務はオンライン方式で残ることとなり、職員の事務負担が劇的に軽減されるものではないと考えていますとの答弁に続き、スマートロックキーはどこでどのように使用するのか。使用する際、トラブルに対するセキュリティー対策とバックアップ体制の説明をとの質問に、市側より、学校体育館及び農業振興施設での導入を予定しています。使用方法は、施設予約と使用料の納付が完了後、システムから施設使用者に対し、スマートロックキーの暗証番号が発行されます。施設使用者は、事前に社会教育センター等の窓口まで鍵を受け取りに来ることなく、暗証番号をスマートロックキーに入力することで施設を利用することが可能となります。

なお、扉へ直接埋め込むスマートロックキーではなく、施設の壁や柱等にボックス型スマートロックキーを設置する予定です。したがって、急な通信障害により使用施設の開錠ができなくなることはなく、スマートロックキーの導入により不法侵入等の危険性が現状から大きく高まることはないと考えていますとの答弁がありました。

付託された議案に対し、以上のような質疑を経て、討論に入りました。

議案第1号に対し、高速道路に2,000万円かけて雨、風が防げない野ざらしのあまり効果が見込めない避難所を造る予算が計上されている。他の委員より、今後5年間で50億円借りて80億円返すという予算であるという反対討論がありました。

議案第3号には、均等割、平等割は、子供がいればいるほど大きな値上げが予定されている。さらに、制度自体に限界が来ている。市では厳しいと考えるが、制度の見直しを含め賛成できないという反対討論があり、一方、誰もが安心して医療を受けられる基盤を支えること、予防事業にも力を入れていることは、市民の命と健康を守る意義があるという賛成討論がありました。

議案第4号には、年金が下がる中、かなり負担が大きくなっている。制度自体の見直しを考えていかないと高齢者の今後の生活に影響が出るこの制度自体認められないという反対討論があり、一方、高齢化が進む中、誰もが安心して老後を迎えるための支えである。医療の需要が増える今こそ安定した制度運用が不可欠であるという賛成討論がありました。

議案第5号には、介護保険を使う際の負担割合が増えようとしている。介護保険料も高くなるということは、実際使えなくなっていく制度になりかねないような制度自体に賛同できないという反対討論があり、一方、高齢化の尊厳ある生活を守る基盤として不可欠な予算であるという賛成討論がありました。

最後に、議案第6号には、修繕などの多額の費用が発生することを考え、合併浄化槽への

見直しに切り替えるなどし、新規事業には着手しない。他の委員より、会計は破綻しているという反対討論があり、一方、目には見えにくいですが、暮らしには欠かせない事業であり、維持管理など将来の投資に必要な予算であるという賛成討論がありました。

以上のような討論があり、採決の結果、議案第1号は賛成多数により原案を了承、議案第2号は全員賛成で原案を了承、議案第3号から議案第6号まで、以上4件は賛成多数により原案を了承したことを御報告し、予算決算委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の通告がございますので、これより討論を行います。

まず、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

通告に基づきまして、反対の立場で討論したいと思っています。

議案第1号令和8年度弥富市一般会計予算についてですが、まず初めに、弥富市は4月から20周年を迎えます。20周年という割に積極的なイベント等の予算はほとんどなく、市民に手弁当で盛り上げてほしいという他力本願な予算になっています。

一方では、委託事業としてイベントを行うものには予算を出すという公平性、透明性を欠くものになっています。20周年で盛り上げていくというなら、市民の企画するイベント等にも積極的な財政支援も行っていただきたいというふうに感じています。

また、今回、大きな特色として、国より学校の給食費の小学校の給食費の大きな補助が入っております。学校、保育所の給食については、弥富市は自校方式の形式を維持し、物価高騰に合わせて食材費も上げ、質の高いおいしい給食を提供するという点は、他の自治体の追随を許さない優れた弥富市の数少ない誇るべき大きな魅力で高く評価できるものの、他自治体が無償化や大幅な負担減の中で、弥富市は国からの補助金しか投入せずに物価高騰の中で大変な中、大きく保護者の負担を残すものとなっています。

愛知県内でも54自治体のうち、7つの自治体が自校方式を行っておりますが、例えば犬山市など自治体負担を上乗せして自校方式と無償化を行うところもあると聞いています。

また、プールの授業では、十四山西部小学校を民間委託して授業を行うということが示されています。将来的によつば小学校でのプールは事実上廃止ということで、このプールが使えないということになります。しかし、それまでに関しても十四山東部小学校で共同の触れ合い事業として行えば、現段階でもプール事業の委託は必要ありません。しかも移動に大き

く時間を費やし、前後の授業時間まで削っていくという計画になっており、児童にも大きく負担がかかるが、そういう計画であるものを、当初の答弁ではそういうふうには言わずに、深く聞いてようやくそういったことが出てくるもので、答弁の誠実さとしても欠けています。

また、高速道路の避難場所に2,000万円拠出する避難所ですけれども、屋根などもなく野ざらしの状態、雨風も防げない、台風などの災害には活用しづらいものとなっています。2,000万円も使ってせつかく整備するのであれば、もっと災害時の状況を想定し、現実的に使える生きた避難場所にしていただきたいと思っています。

さらには、よつば小学校の建設に約12億円来年度予算に盛り込まれています。しかし、落札率99.7%というほぼ100%に近い状況となっています。もともと海拔マイナス1.9メートルの場所に建設するというのは反対ですが、弥富市の談合が疑われる中で、さらに疑惑が生まれかねない状況での落札率の高さとなっています。

市はそういうこともあると全面的に信頼してと、聞こえはいいですけれども、5年以上前からこの落札率は99%の近似値が続いており、官製談合を疑われてもなお不自然に感じないというものは、もはや信頼ではなく、責任放棄の怠慢です。仮に5年間の99%近似値の落札率ではなく、例えば10%でも抑制できていれば、20億円以上の財源があったと考えられます。財政が厳しいというなら、なおさらこうした談合に対しても厳しいチェックを行うべきであります。

自由通路事業に関しても同様で、新年度予算は約6億7,000万円の工事費が組まれています。しかしながら、本来不必要な工事がちゃっかり盛り込まれていないか、本当に事業精査されているか、莫大な予算になるものだから厳しい目で見えていく必要があると思います。

特に駅舎に関しては、あくまで機能保証なのだから、華美なものにならないよう、華美なものについては鉄道事業者が負担していただくようしっかりと監査し、目を光らせていくべきだというふうに思います。

全体として、こうした他力本願的な予算あるいは公平性透明性もない予算そしてやはりあまり生きた予算になっていないというのが、この第1号予算について思うところであります。

また、弥富市としては、やはり厳しい財政の中で、今後、将来を見据えて何をしていくかと。今の予算ではどんどん廃止、衰退の状況の中で、もう少子化の中で仕方がないというようなことで諦めている、そんな予算に感じられます。そうではなくて、やはり未来に対してどうしていくか、このまちをどうやっていくか、人口を増やして弥富市の税収を上げ、そして将来的に持続可能な弥富市をどうやってつくっていくかというところが全く見えてこない、そうした予算になっておりますので、賛成することができません。

議案第3号、国民健康保険制度については、今どんどん値上がりしているのが現状となっています。今回も大幅な値上げが予定されており、被保険者負担の限界というふうになって

います。抜本的な制度改正とともに、公費の大幅な投入を行うなど、大本からの見直しが必要と考えます。

また、議案第4号、5号についての介護、後期高齢者保険の特別会計であるものに対しては、高い保険料に加え、今窓口負担も2倍、3倍に上がっており、市民、国民の負担は限界となっています。国民健康保険制度同様、制度そのものの抜本的な見直しが必要だというふうに考えています。

議案第6号の下水道事業については、一般会計からの繰入れが多額となっています。今後も未来永劫的に必要になる状況であり、新規事業は即刻やめ、国ですら今、合併浄化槽の切替えを推奨し出しています。下水道事業の政策的な転換の決断が必要な時期だというふうに考え、この予算に対して反対とさせていただきます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、横井克典議員。

○5番（横井克典君） 5番 横井克典です。

私は、次の4件の議案について、賛成の立場から討論を行います。

1つ目、議案第3号令和8年度弥富市国民健康保険特別会計予算、2つ目、議案第4号令和8年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算、3つ目、議案第5号令和8年度弥富市介護保険特別会計予算、4つ目、議案第6号令和8年度弥富市下水道事業会計予算の以上4件についてです。

まず、議案第3号令和8年度弥富市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

本特別会計の予算規模は38億9,180万円で、前年度より950万円の増額となっております。医療費の中心となる保険給付費は約26億円が計上されており、市民の医療を支える重要な内容となっております。また、県への納付金についても約12億円が計上され、制度の安定的な運営が図られています。

歳入においては、保険税約9億4,000万円に加え、県支出金や一般会計からの繰入れにより必要な財源が確保されており、低所得者の負担軽減にも配慮されています。さらに、約3,800万円の保健事業費が計上されており、検診の受診促進や疾病予防の取組が進められる点も評価できるところであります。医療費の増加という課題はあるものの、本予算は市民が安心して医療を受けられる体制を支えるものであり妥当なものと判断し、以上の理由から賛成いたします。

次に、議案第4号令和8年度弥富市後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

本特別会計の予算総額は9億2,189万円で、前年度より6,297万円の増額となっております。これは、高齢者の進展に伴う被保険者の増加や医療費の動向を踏まえ、制度の安定的な運営を図るものです。後期高齢者医療制度は、県の広域連合が運営し、市は保険料の徴収や資格管理などを担っています。

本市においても、高齢者が安心して医療を受けられるよう適切な運営が求められております。今後も医療需要の増加が見込まれる中、安定した制度運営と安心して暮らせる地域づくりを支える本予算は妥当なもの判断し、以上の理由から賛成いたします。

次に、議案第5号令和8年度弥富市介護保険特別会計予算について申し上げます。

本特別会計の予算規模は41億1,430万円で前年より2億3,610万円の増額となっております。

主な支出である保険給付費は約39億円と増加しており、高齢化に伴う介護需要の高まりに対応したものであります。

一方で、地域支援事業費は約1億1,000万円で減額となっており、今後は介護予防や重度化予防、重度化防止の取組のさらなる充実が求められております。

歳入において、保険料約8億7,000万円をはじめ、国庫支出金や支払基金交付金、一般会計からの繰入れにより安定した財源が確保されております。介護保険制度は、高齢者の生活を支える重要な仕組みであり、本予算は安心して暮らせる地域づくりにつながるものとして本案に賛成いたします。

最後に、議案第6号令和8年度弥富市下水道事業会計予算について申し上げます。

本事業会計の予算規模は26億6,202万2,000円で、前年度より約2億円の増額となっております。収益的支出は約13億円で、施設の維持管理や減価償却など適切な運営に必要な経費が計上されております。また、資本的支出も約13億円で、下水道整備や管渠の布設、老朽施設の更新などが計画的に進められております。財源については、企業債や国・県補助金、一般会計繰入れにより確保されており、負担の平準化にも配慮されております。

下水道は、生活環境の向上や水質保全を支える重要な社会基盤であり、老朽化対策や耐震化への対応も不可欠であります。本予算は、維持管理と将来に向けた投資の両立を図るものとして評価できることから、本議案にも賛成いたします。

以上で、4議案に対する賛成討論といたします。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、佐藤仁志議員。

○11番（佐藤仁志君） 11番 佐藤仁志。

2件ですね、議案第1号令和8年度弥富市一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

反対理由は多岐にわたりますが、特に重大な問題点、3点に絞って申し上げさせていただきます。

1点目、財政の悪化と無謀な起債、つまり借金計画ですね。

最大の理由は、費用対効果が著しく乏しい巨大大事業が計上されており、市の財政を極めて危険な状態に陥れるという点です。本市の将来負担比率は、現在、愛知県下でワーストに転落していると報道さえもされています。

質疑の中で、念のために中期財政計画で今後5年間の市債発行額を聞いたところ、約80億円、こういう借金を行っていくという計画になっています。ところが現在、市が毎年返済している借金は、利子を含めて約11億円ぐらいです。今後5年間で約80億円ということは、年平均で16億円で、いずれはだから16億円返さなきゃいけない、16億円プラス利子を返さなきゃいけないことになるわけです。これまでは低金利でしたが、もう既に金利が上がっています。借入れだと2%なんてもう普通ですよ。今後の金利上昇局面を考えれば、これ以上上がれば返済額が2倍になるおそれすらあります。もちろん、その借金の中には、例えば社会教育センターなど、どうしても改修が必要な公共施設もあります。

しかし、弥富駅自由通路等、この巨大な借金ですね、もう一度言いますけれども、今は11億円、だけど16億円プラスの返済額になったら、結局ざっくり言っても5億円以上一般の予算を切らなきゃいけないということです。市民の生活に直結するサービスを削減、すなわち市民生活の切り詰めを強いることになり、到底看過できません。

2点目、その巨大な借金の原因ですが、鉄道事業者の都合のよい橋上駅舎化自由通路事業という点です。

このJR及び名鉄の整備事業における公金の支出の中身です。支出の在り方です。自由通路事業と言っていますが、実態はJRによるJRのための名鉄による名鉄のための橋上駅舎化としか思えません。なぜかと言えば、かつてあった近鉄駅の整備のときは補助金方式でしたので、当初29億円を上限としてスタートしたんですが、当然近鉄さんは民間企業としてコストカットに努めて26億円で終了しました。市はその約37%に当たる9億円の補助でした。ところが今回のは、ほとんど弥富市が払うというんです。なので、その中身を見てみると鉄道事業者が自ら整備すべき電気設備やホームなどについて補償という名前の名目でほぼ全額で公費で負担しようとしています。もちろん国の補助が一部あることは承知していますが、原資は結局我々の血税です。市民がそういうことを知らないことをいいことに、極めて鉄道事業者に都合のよい予算となっており、断じて認められません。

3点目、最後ですが、下水道事業への巨額な負担転嫁です。

下水道事業の一般会計からの繰出金ですが、これは今年だけでなく、長年にわたり毎年5億から6億もの巨額な補助を一般会計から注ぎ込まなければ成立しない構造が放置されています。

詳細については、次の下水道特別会計で説明しますが、それも含めて本予算案は全体として事業の精査が全く足りていません。将来の弥富市民に莫大なツケを回す本予算には到底賛成できないことを強く申し上げ、まずは一般会計予算に対する反対討論とします。

次に議案第6号令和8年度弥富市下水道事業会計予算について反対の立場から討論します。

この件については、一貫して幾つもの理由によって反対していますが、その理由が全く解

消されておらず、むしろ事態は深刻化しています。

3点に絞って申し上げます。

1番、費用対効果を無視した拡大路線の継続です。

平成12年の法改正以来、合併処理浄化槽の性能は飛躍的に向上し、下水道と同等の水質浄化能力を持っています。その後建設された御家庭、改築された御家庭には、この高性能な合併浄化槽が整備されています。それに対して、本市のように人口や家屋の密度が低い地域において、長距離の管路を敷設する下水道事業は極めて非効率です。しかも、本市の地形は平坦であるため自然流下をしないため、あちこちでポンプでのくみ上げや農業集落排水は真空式システム、つまりバキュームカーのようなシステムで水を集めています。この莫大な電気代に加え、このポンプ、それから真空弁、これはゴム部品ですので劣化が速く、その交換費用は極めて高額です。この維持管理コストの構造的な問題を抱えたまま、いまだに拡大路線を止めようとならない市の姿勢には、将来に大きな憂いを残すものです。

2点目で、破綻している収益構造と一般会計への依存です。

現時点において、初期投資の借金返済を度外視したと分けて、いわゆる毎年の維持管理費すら現在の下水道収入ではほとんど賄えていません。いいところとんとんです。これは将来的にも改善の見込みが極めて厳しいと言わざるを得ません。

結局、建設費の借金返済だけでなく、今後始まってくるこの管路の施設の更新費用も含めて、また更新費用も一般会計から多額の補助金、繰入金というんですが、依存し続けることになります。これ以上の新規拡大を直ちに停止するという条件が実施されない以上、本予算には大反対せざるを得ません。

最後に3点目、海溝型巨大地震における液状化リスクと復旧の障がいです。

いよいよ差し迫ってきている海溝型巨大地震の点において、もうこの地域は壊滅的な液状化現象が予想されます。下水道管路は甚大な被害を受け、その修復には天文学的な費用がかかります。

加えて、最近皆さんも気がつかれていますよね。マンホールが浮き上がる、1メートルも2メートルも。これどうなりますか。災害時において緊急車両の通行を妨害しませんか。道路のど真ん中でも浮き上がるんですよ。人命救助やその他のその後の復旧活動において致命的な障害となります。防災の観点からも、現行の下水道システムの過度の依存は極めて危険です。

以上、経済的合理性の欠如、財政的持続性のなさ、そして災害時の致命的な脆弱性を指摘し、下水道事業特別会計予算に対する反対討論とします。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。
これより採決に入ります。

議案第1号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第7号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第8号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第9号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第10号 弥富市職員等の旅費に関する条例の全部改正について

- 日程第13 議案第11号 弥富市ふるさととみ応援基金条例の制定について
- 日程第14 議案第12号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 弥富市運動広場条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 調停の申立てについて
- 日程第17 議案第15号 弥富市立保育所条例の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第19 議案第17号 弥富市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第20 議案第18号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第21 議案第19号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第22 議案第20号 弥富市木曾川用水濃尾第二施設改築基金条例の制定について
- 日程第23 議案第21号 市道の認定について
- 日程第24 議案第22号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第25 議案第23号 令和7年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第24号 令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第27 議案第25号 令和8年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第9、議案第7号から日程第27、議案第25号まで、以上19件を一括議題といたします。

本案19件に関し、審査の結果、経過と結果の報告を各常任委員長に求めます。

まず、早川公二総務建設委員長。

○総務建設委員長（早川公二君） 総務建設委員会に付託されました案件は、議案第7号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてはじめ8件を審査いたしました。

本委員会は、去る3月16日に委員全員と委員外議員1名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第7号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について及び議案第8号弥富市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、委員より、報酬等審議会の答申を鑑みとあるが、審議会の構成員と答申内容はとの質問に、弥富市特別職報酬等審議会条例に基づき、地元金融関係、地元企業、市民代表、公共的団体、公募市民など10名に委嘱し、人事院勧告の状況、消費者物価指数の状況、本市の財政状況など22の資料を基に審議した結果、市長、副市長、教育長、議長、副議長、議員ともに改定率の1.4%引上げの答申がありましたとの答弁がありました。

さらに市長就任以降、非難される内容の報道が絶え間なく発生している中、給与の値上げを提案する理由はとの質問に、審議会の答申結果を踏まえて議案を上程しており、市三役、議員は、その職責に対し報酬等を定めるものととの答弁がありました。

討論はなく、採決に入り議案第7号及び議案第8号は、平野広行委員、加藤明由委員の退席がありましたが、出席委員の全員賛成により原案を承認しました。

続いて、議案第9号では、事前の質問に市側より答弁があり、討論はなく、全員賛成で原案を了承いたしました。

議案第10号弥富市職員等の旅費に関する条例の全部改正については、委員より、旅費を最も経済的な通常の経路及び方法により計算し、実費弁償とするとあるが、その具体的判断基準、承認手続、内部チェック体制はとの質問に、市側より、最も経済的な通常の経路及び方法は、これまでどおりで判断基準を通常利用される交通機関を前提にインターネット等を活用し、運賃・料金を合理的かつ経済的な経路を選択することとし、承認手続及び内部チェック体制は、まず、決裁規程に基づく決裁権者が経済的な経路であるかの確認・承認をし、その後、人事秘書課が最終確認したものを最終的に会計課で内容審査を行い、支払う仕組みですとの答弁がありました。

討論はなく、全員賛成で原案を了承いたしました。

議案第11号弥富市ふるさとやとみ応援基金条例の制定については、委員より、本基金を条例で新設する必要性、既存の一般会計管理では不十分とする理由、既存ふるさと納税制度との関係をどのように認識したらよいのかといった質問に対し、市側より、これまで当初予算では、寄附額や希望する使途が不明確であり、あらかじめふるさと納税を寄附者の希望する使途に充当した予算編成が困難であったが、一度、基金に積み立て、その後、基金の繰入れという手法により使途を明確にするとともに、寄附者の希望に沿った予算編成が行えるものとなりますとの答弁がありました。

討論はなく、全員賛成で原案を了承いたしました。

議案第12号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、質疑、討論はなく、全員賛成で原案を了承いたしました。

議案第20号弥富市木曾川用水濃尾第二施設改築基金条例の制定については、委員より、事業主体と事業の目的、必要性、事業概要についてとの質問に、独立行政法人水資源機構木曾川中下流用水総合管理所ですとの答弁に続き、事業計画期間と本市の事業負担金の想定はとの質問に、工事期間は、令和4年度から令和18年度までの工期を予定していますが、工期が延長されることが考えられます。負担割合は、国55%、県40%、関係市町村5%で、事業費は当初は350億円であったが、令和7年度までの物価上昇による事業費増加の見通しから現在の概算見込額は約420億円になると聞いており、関係市町村は、本市以外に愛西市、蟹

江町、飛島村が関係しており、その中で、関係市町村5%分から本市の負担割合の見込みを算出すると総概算額約420億円に対し、約12億7,000万円となり、別途、建設利息が上乗せされるため、令和7年度時点の総換算事業負担見込額は、約15億円になると見込んでいますとの答弁がありました。

さらに、積立期間中の一般会計への影響及び他の大型事業との財源競合の可能性についてとの質問に、市側より、市の財政状況を考慮しつつ、財政部局や市幹部と協議の上、計画的に積立てを行いますとの答弁がありました。

以上のような質疑を経て討論はなく、全員賛成で原案を了承いたしました。

議案第21号市道の認定については、事前の質問に市側より答弁があり、討論はなく、全員賛成で原案を了承いたしました。

続いて、行政視察報告を議題とし、板倉副委員長より令和8年1月23日、岡山県笠岡市へ行き、産業振興ビジョンについての視察報告をしていただきました。詳しくは、お手元の行政視察報告書を御覧いただきますようお願いいたします。

この視察は、当初の予定では、兵庫県三木市へ、ヤード条例制定に向けた視察と併せ計画しておりましたが、現地視察前日からの寒波襲来に伴う、顕著な降雪予想並びに乗車予定の鉄道に計画運休や大幅な遅延を周知する報道もあり、視察先の三木市と協議し、三木市視察は中止し行程を変更しました。その結果、三木市に関しては、事前に提出いたしました質問回答並びに当日の説明資料による書面での確認としております。

最後に、ただいまの笠岡市への視察も含め、総務建設委員会では、今年度、約1年かけて産業振興をテーマに所管事務調査に取り組んでまいりました。その調査結果を所管事務調査報告書としてまとめましたので、御覧ください。作成いたしました所管事務調査報告書に基づき、5つの提言にまとめたものがお手元にあります。産業振興施策に関する提言書です。本市の今後の産業振興の一助になることを期待し、作成いたしましたので、こちらも御確認いただけると幸いです。

なお、この産業振興施策に関する提言書につきましては、本会議終了後、安藤市長に申入れいたしますことをお伝えし、総務建設委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、加藤克之厚生文教委員長。

○厚生文教委員長（加藤克之君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第13号弥富市運動広場条例の一部改正についてをはじめ7件です。

本委員会は、去る3月17日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第13号弥富市運動広場条例の一部改正についてを審査いたしました。

事前の質問に市側より答弁があり、討論はなく、全員賛成で原案を了承いたしました。

続いて、議案第14号調停の申立てについてでは委員より借地料の内容についての質問に個人の財産情報に当たり個人情報のため回答を控えさせていただきますとの答弁がありました。

続いて、他の施設にも借地は存在するののかとの質問に、白鳥小学校と十四山東部小学校にございますとの答弁があり、続いて、市が借用する場合の借地料の算定根拠はとの質問に、平成27年1月8日付総務部長通知に基づき、固定資産税課税標準額に1000分の65の率を乗じて得た額の円未満切捨ての金額ですとの答弁がありました。

また、調停中であっても学校運営に支障はないかとの質問に、借地料は、津島法務局に供託していますので、学校運営に支障はありませんとの答弁がありました。

このような質疑を経て討論に入り、一般財源で購入することが明らかとなり、そのような財政負担を負うのであれば、代替地などの検討もするべきとの反対討論があり、他の委員から、調停を進めていくべきとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数で原案を了承いたしました。

議案第15号弥富市立保育所条例の一部改正について、議案第16号弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び議案第17号弥富市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、委員より事前の質問がありましたが、討論はなく全員賛成で原案を了承いたしました。

次に、議案第18号弥富市国民健康保険税条例の一部改正についてでは、委員より、子ども・子育て支援のためというが、均等割や平等割が値上げされていたら子供のいる家庭は負担増になるのではとの質問に、今回の弥富市国民健康保険税条例の一部改正は、子ども・子育て支援を目的とした税率改正ではなく、国民健康保険事業の健全な財政運営及び愛知県の保険税統一化を見据え県の示す標準税率に合わせる改正を行うものです。

子ども・子育て世帯を応援することを目的に創設された子ども・子育て支援納付金分を従来の国民健康保険税の賦課方式に加えたもので、子ども・子育て支援納付金は、全世代や企業の皆様から拠出していただくもので、子供がいる世帯の負担が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子供に係る支援金の均等割額を10割軽減する措置が講じられていますとの答弁がありました。

討論では、国民健康保険の財政が厳しいのは理解するが、子供を抱えた世帯の負担が大きくなるとして反対討論があり、一方、負担が増えるのは事実であるが、苦渋の賛成をするとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数で原案を了承いたしました。

最後に、議案第19号弥富市介護保険条例の一部改正については、委員より事前の質疑がありましたが、討論はなく、全員賛成で原案を了承し、付託事項の審査を終了しました。

続いて、提言書については、令和7年12月定例会で私から報告いたしました保育士確保と保育士支援について並びにこどもショートステイ事業についてをテーマにまとめた所管事務調査報告書を作成したことを御報告するとともに、その報告書に基づき、4項目にわたりまとめた提言書の報告も併せて行いました。

提言書は、本市の今後の保育士確保及び子育て支援体制の一助になることを期待し、作成いたしましたので、こちらも一度御確認ください。

保育士確保及び子育て支援体制の強化に関する提言書につきましては、本会議終了後、安藤市長に申入れをいたします。

最後に、以前市長に提言いたしました学校跡施設を活用した子育て及び多世代交流施設につきましては、内容が多岐にわたることから一旦取下げし、議員有志による要望書として改めて市側に提出することをお伝えし、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、早川公二予算決算委員長。

○予算決算委員長（早川公二君） 予算決算委員会に付託されました補正予算案件は、議案第22号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第11号）をはじめ4件です。

本委員会は、去る3月18日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、総務部所管の補正予算について、議案第22号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第11号）及び議案第25号令和8年度弥富市一般会計補正予算（第1号）、以上2件を審査いたしました。

委員から議案22号に対し、今回の減額補正3億8,864万1,000円の主な要因と減額したことによる市民サービスへの影響はとの質問に市側より、主な減額内容は、年度末に向けた決算見込みに基づく不用額の精査によるものが主なもので、予定していた事務事業を効率的に行ったことによる削減効果であり市民サービスへの影響はございませんとの答弁がありました。

続いて、補正後の財政調整基金残高額、標準財政規模比で何%、本年度決算見込みは黒字かとの質問に、市側より、令和7年度末の残高見込みは約16億9,400万円で、標準財政規模120億4,399万7,000円に対し、約14%となります。なお、令和7年度決算見込みは、実質収

支は黒字と見込んでおりますとの答弁がありました。

また、議案第25号に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金5,977万2,000円が8年度補正予算で計上され、水道料金の4月、5月分の基本料金免除と中学校給食費の補助に措置された。この事業に充てた理由はとの質問に、市側より、令和7年度、国補正予算は、当初、令和6年度、国補正予算の推奨事業メニューに係る交付限度額の330%以上の見込みとの通知があり、2億5,862万1,000円と仮定し、庁内で実施事業を協議し、物価高騰の影響を受けている市民への現金給付並びに市民及び市内事業者に広くかつ早期に執行するため、直接的効果を及ぼすライフラインの一つである上水道料金の令和8年2月分と3月分の基本料金免除を実施することとし、その後、交付金の限度額が当初想定を上回る3億3,428万9,000円でしたので、残額の物価高騰対策について改めて協議を行い、令和7年度補正予算に計上している市内私立保育所等の物価高騰分の給食費の補助、引き続き水道料金の4月分と5月分の基本料金免除、給食費値上げによる保護者負担の軽減を図るための中学校給食費補助を実施するとし、令和8年度補正予算を計上しましたと答弁がありました。

次に、建設部所管の補正予算、議案第22号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第11号）の審査では、質疑はありませんでした。

続いて、市民生活部所管の補正予算、議案第22号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第11号）及び議案第25号令和8年度弥富市一般会計補正予算（第1号）、以上2件を審査いたしました。

いずれの議案に対しても、質疑はありませんでした。

次に、健康福祉部所管の補正予算、議案第22号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第11号）、議案第23号令和7年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第24号令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第5号）、以上3件を審査いたしました。

委員から通告にて、議案第24号に対し、1,583万7,000円を減額する主な要因はとの質問に、市側より、保険給付費減額分と介護保険支払準備基金積立金増額分の差額で、介護保険事業計画の介護サービス見込みが毎年伸びていく推計であったものが、今年度は令和6年度並みで推移しているためですとの答弁がありました。

次に、教育部所管の補正予算について、議案第22号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第11号）及び議案第25号令和8年度弥富市一般会計補正予算（第1号）、以上2件を審査いたしました。

委員から通告にて、議案第22号に対し、繰越明許費の変更内容及び繰越理由はとの質問に、市側より、弥富まちなか交流館リニューアル改修工事の工期が当初契約の令和8年3月31日を令和8年6月まで延長することで、4月以降に施工する箇所に設置する備品を購入する必要があるため、購入予定の主なものは、3階の共用部や屋外テラスの椅子やテーブルなど

ですとの答弁がありました。

続いて、議案第25号に、中学校給食、小学校給食費とアンバランスだが均衡は考えなかったのかとの質問に、市側より、小学校への1食300円の補助は、令和8年4月から全国一律に国が進める学校給食無償化に向けた給食費負担軽減交付金を活用しますが、中学校は、国の直接的な無償化対象外であるため、市として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、1食30円の補助を行うことで給食費の値上げに伴う保護者の経済的負担を軽減することに努めたものですとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、議案第22号から議案第24号まで、以上3件は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

議案第25号では、小学校、中学校といずれも国からの補助があるものの、アンバランスであり、中学校に市の補助を入れ均衡を保つべきとの反対討論がありましたが、採決の結果、議案第25号は賛成多数で原案を了承したことを御報告し予算決算委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

暫時休憩します。再開は午後3時10分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時04分 休憩

午後3時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより討論に入りますが、討論につきましては、事前に通告のあった議案と通告のない議案がございますので、議事の円滑な運営を図るため、討論通告のある議案については、1議案ごとに討論及び採決を行い、討論通告のない議案につきましては、一括して討論及び採決を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、そのように進めてまいります。

それでは、議案第7号について討論に入ります。

事前に通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、加藤明由議員。

○8番（加藤明由君） 8番 加藤明由でございます。

議案第7号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

現在の議員報酬は決して低い水準ではありません。本市の議会議員報酬は月額39万8,000円です。さらに年2回期末手当が支給され、昨年12月の期末手当支給額は100万円を超えました。年間報酬にすれば680万円以上となります。

近隣の状況を見れば、人口規模が大きい6万1,000人の長久手市で36万9,000円、高浜市で37万1,000円、新城市で37万2,000円、さらに岐阜県海津市では29万4,000円、選挙公営費の支給すらありません。選挙費用は全て自己負担であります。お隣の木曾岬町議会にいたっては、月額21万円、期末手当は1回30万2,000円ほどであり、ボーナスを3回いただいても本市の1回分にも満たないのが現実です。同じように木曾岬でも4回の定例会を行い、同じような活動をしてみえると思います。

最近、議員の成り手がないという新聞記事が載りますが、現在行われておる東海市の市議会議員選挙は、22の定員に対し33人が立候補されております。議員の成り手がないわけでもなさそうでございます。

今回の改定の最大の根拠は、人事院勧告により一般職の給料が上がったからというのですが、しかし、一般職員の給与改正は生活給の保障です。対して、市民から負託を受けた我々議員の報酬はいかなる成果を出したかという成果報酬であるべきです。結果を出そうが出すまいが自動的に一般職にスライドして報酬が上がる現在の方式は重大なモラルハザードを引き起こしており、これ以上値上げに賛成する理由は一切ありません。

本議案に賛成を予定されている議員の皆様におかれましては、いま一度、厳しい市民感覚と本市の現状を鑑み、賢明なる判断をいただきますよう強くお願い申し上げ、私の反対討論といたします。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、鈴木りつか議員。

○3番（鈴木りつか君） 3番 鈴木りつかです。

議案第7号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてにつきまして、賛成の立場から討論いたします。

本議案は、地方自治法の趣旨に基づき設置された弥富市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、議会議員の報酬の在り方について見直しを行うものであります。

審議会においては、本市の財政状況や社会経済情勢、近隣自治体との均衡などを総合的に考慮し、慎重な審議が行われた結果、議会議員の報酬について1.4%の改定が適当であるとの結論がされたものであります。

また、本市議会議員の報酬については、前回の見直しから約9年が経過しており、物価動向の変化なども踏まえ、制度として一定の見直しを検討していく必要があるものと考えます。

議会は、市民の多様な意思を市政に反映するとともに、行政を監視し、政策決定に責任を負う役割を担っております。二元代表制に一翼を担う議会として、その職責を果たしていくための制度の在り方については客観的な審議結果を踏まえ、冷静に判断することが必要であると考えます。

以上のことから、本議案に賛成し、討論を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（堀岡敏喜君） 板倉克典議員。

○6番（板倉克典君） 6番 板倉克典です。

討論いたします。

議案第7号……。

○議長（堀岡敏喜君） 賛成か反対か言ってください。

○6番（板倉克典君） 議案第7号に関して、賛成の立場で討論いたします。

弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論します。

この一部改正は、様々な責任を負っているその職責に対して定めるものであります。前回の弥富市特別職報酬等審議会の開催から9年たち審議会が開催されたことを尊重し、賛成したいと考えます。

以上、賛成討論とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（堀岡敏喜君） 横井克典議員。

○5番（横井克典君） 5番 横井克典です。

私は、議案第7号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、賛成の立場から討論を行います。

本議案は、弥富市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、議長、副議長及び議員の報酬月額を改定するものであります。

審議会は、先ほども前の方が言われたように、学識経験者や市民代表が近隣自治体の状況や社会情勢を踏まえ、慎重かつ客観的に議論を重ねた結果であり、その判断は重く受け止めるべきであります。

一方で、本市では官製談合という重大な不祥事が発生し、市政に対する市民の信頼は大きく揺らいでいます。だからこそ、今、議会にはこれまで以上に厳格な監視機能と行政の透明性を高める役割が強く求められております。報酬の引上げは決して当然のものではなく、市

民の厳しい視線と負託を背負う覚悟の表れでなければなりません。私たちは、不祥事の再発防止に全力で取り組むとともに、予算や事業のチェックを徹底し、公正で開かれた市政の実現に向けてまいります。

その責任を果たす決意をもって、私はこの本議案に賛成いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第7号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号について討論に入ります。

事前に通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、加藤明由議員。

○8番（加藤明由君） 議案第8号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

現在、我が弥富市は複合的な課題に直面しており、行政トップには高度な経営手腕が、我々議会には厳格な監視機能が求められています。しかし、今回の給与引上げ議案は、旧態依然とした官僚主義的ロジックと他都市との横並び意識に終始したお手盛りの産物と言わざるを得ません。

以下、反対の理由を明確に申し上げます。

市長をはじめとする特別職の経営責任と現在のガバナンス不全についてです。

行政経営における最大の成果指標は、財政規律の遵守と健全化です。しかし、現在の弥富市政は、無駄な事業を重ねて基金を減らし、いたずらに負債、つまり借金を積み上げているのが実態です。民間企業であれば、経営悪化を招いた役員は報酬カットが当然です。微増改定など到底受け入れられず、半額に減額してもまだ多過ぎるというのが厳しい市民感覚です。加えて、本市では市政を揺るがす深刻な事態が立て続けに発生しています。

1つ目は、子育て世帯臨時特別支援事業補助金をめぐるずさんなミスにより、730万円もの国費を返還する事態を招いたこと、市長自ら詳細を承知していなかったと発言するなど指揮監督の怠慢は致命的です。公共工事の入札において、現職の建設部長が官製談合防止法違反の疑いで逮捕されるという前代未聞の不祥事。長年、指名競争入札に固執し、基本的な改革を放置してきたトップの罪は極めて重いと言わざるを得ません。監査委員から指摘され、

ずさんな書類管理やマンション開発における特定業者への優遇、不当に安い市有地売却の疑念など不透明な行政運営の数々です。これらは、市民の財産を大きく毀損する背任行為に等しく、この責任は計り知れません。

執行部は、有識者による報酬審議会の客観的な答申を尊重したと弁明するでしょう。しかし、その審議会において、物価高や他都市のデータだけでなく、先ほどの国費返還や官製談合事件による数億円規模の損失推測、市債残高の悪化というマイナス評価の客観的データは、果たしてフルオープンで提示されたのでしょうか。これら重大なガバナンス不全を伏せたり矮小化したりした上で、物価が上がったからと審議されたのであれば、それは情報操作であり、審議会の形骸化です。

また、不祥事の責任は別途一時的な減給処分等に対応するからベース報酬改定とは切り離すべきという理屈も通じません。国費の返還、そして建設現職部長の逮捕、これらを放置してきた不作為の罪は、一時的な給料のカット、アピールで済む話ではありません。裏でベースとなる基本給をしっかりと引き上げるというのは、市民の目を欺く姑息な帳尻合わせです。自らのガバナンス崩壊によるマイナスをベース報酬の査定に厳格に反映させることこそが経営者としての真の責任の取り方です。

今、弥富市がやるべきは、借金の増大や不祥事による損害額などの客観的データを市民にフルオープンにした上で、報酬等審議会でゼロベースで再審議をやり直すことです。責任と成果が直接連動する真の成果主義の導入こそが質の高い地方自治を取り戻す唯一の道です。報酬審議会の答申といえど、これ以上値上げする理由は見当たりません。

以上、反対討論といたします。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、鈴木りつか議員。

○3番（鈴木りつか君） 3番 鈴木りつかです。

議案第8号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてにつきまして、賛成の立場から討論いたします。

本議案は、市長個人の判断によって提案されたものではなく、第7号議案と同様ですが、地方自治法の趣旨に基づき設置された弥富市特別職報酬等審議会の答申を受けて上程されたものであります。

審議会では、本市の財政状況や社会情勢、近隣自治体との均衡などを踏まえ、第三者の立場から慎重な審議が行われ、その結果として、市長、副市長及び教育長の給与について1.4%の改定が適当であるとの結論が示されたものであります。

また、本市の特別職の給与についても、前回の見直しから約9年が経過していることや近年の物価動向を踏まえ、制度としての水準について検討が行われたものであります。

一方で、今回の公共工事をめぐる事案により、市民の皆様には不信と不安を与えたことは重

く受け止めなければなりません。議会としても、公共工事入札問題調査特別委員会を設置し、事実関係の確認と再発防止策について調査に着手したところであります。しかしながら、本議案は、特定の個人に関するものではなく、今後の弥富市政を担う市長、副市長、教育長といった特別職の職責に対する待遇を制度としてどのように定めるかという問題であります。制度としての判断と個別の案件における責任の議論は、それぞれ別の観点から整理されるべきものであり、審議会の答申を踏まえ、冷静かつ客観的に判断すべき議案であると考えます。

以上のことから、本議案に賛成し、討論を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 横井克典議員。

○5番（横井克典君） 5番 横井克典です。

私は、議案第8号について賛成の立場から討論いたします。

本案は、弥富市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長、副市長及び教育長の給料月額を改定するものであります。

審議会は、社会情勢や物価動向、近隣自治体との均衡を踏まえ、専門的かつ客観的に判断されたものであります。その答申は尊重されるべきであります。

一方で、昨年の残土問題に関し、市の処理の違法性を認める判決が名古屋高等裁判所にて言い渡されたことがあります。そういう事件もあります。

また、先日の官製談合事件という重大な不祥事が発生し、市政への信頼は大きく揺らいでいることも事実であります。これらの問題は極めて重く受け止め、再発防止と信頼回復に向けて取り組むべき重要な課題であります。市長、副市長には別途速やかに責任を取るべきものであります。しかしながら、特別職の給料改定は、本来制度に基づき別次元で判断されるべきものであります。

その一方で、市民の皆様の厳しい視線を真摯に受け止めることも不可欠であります。今回の改定は、単なる引上げではなく、その職責の重さを改めて自覚するという契機とすべきではないでしょうか。

執行部におかれましては、失われた信頼の回復とコンプライアンスの徹底に全力を尽くし、市民の負託に応える市政運営を強く求め、私の賛成討論といたします。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第8号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号から議案第13号まで、以上5件について討論の通告はありませんが、特に発言の申出はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第9号から議案第13号まで以上5件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第13号まで、以上5件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号について討論に入ります。

事前に通告がございますので、発言を許可します。

佐藤仁志議員。

○11番（佐藤仁志君） 11番 佐藤仁志。

議案第14号調停の申立ての件に関して、反対の立場から討論を行います。

裁判所の調停制度を解決手段として利用すること自体は否定しません。しかし、現在の市の法的見解と調査レベルのまま調停に臨めば、弥富市すなわち市民の貴重な財産に重大な不利益をもたらすことが火を見るより明らかであるため、断固として反対します。

以下、具体的な理由を3点述べます。

1番、法的見解の誤りと借地権に関する不勉強です。

所管委員会における執行部の答弁で、登記簿に借地権が登記されていないため、買取時に借地権相当額を控除できない旨の発言がありましたが、これは民法及び借地借家法の基本を著しく欠いた暴論です。登記はあくまで第三者への対抗要件にすぎません。市が現に長年、今回でいえば49年だそうですが、借地料を支払い占有している以上、契約当事者間において借地権の財産的価値は存在します。自らの権利を自ら放棄し、市に不利益を招くような根拠のない見解は直ちに撤回すべきです。

2点目、法外な借地料の料率と二重の利益供与についてです。

第2に、これまでの借地料の払い過ぎが全く考慮されていません。本市は、平成27年、実はこれよりも前からそうですが、ずうっとかなりの長期間にわたり固定資産税評価額の6.5%。6.5%地主はもらっても固定資産税で1.4%は払っていただけますので、それでも実

質利回り5.1%、これはコンビニなどの商業施設並みの地代を支払い続けてきました。

改めて調べてみると近隣では名古屋市は3%、愛西市は4.5%と比較しても非常に高い値段です。6.5じゃなくて1.4を引いて5%とみなしても40年払えば、もう既に49年借りているんですけどね、土地代の200%、2倍に相当する額を既に支払っている計算であります。これほどの高額な地代を長年支払ってきた事実は、実質的に土地価値の先行払いと同じ意味があります。この実績を反映させずに満額での買取りやさらなるこの6.5%以上の地代を維持する調停は市民に対する背信行為であり、二重の利益供与になってしまいます。

最後に3点目、歴史への経緯と行政の責任についてです。

もちろん明治の時代に弥生小学校、十四山東部もそうかな、村を挙げての学校づくり以来、土地を提供してくださった地権者の皆様には深く感謝を申し上げます。しかし、だからこそ行政は現在の厳しい財政状況を鑑み、市民の血税を守るための徹底的な理論武装を行う責任があります。

しかし、質疑においても、市側からは、今のような調停の場で主張すべきことを主張する力強い回答が得られませんでした。このような弱腰かつ不勉強な状態で調停のテーブルに着くことは、自ら敗北を招きに行くようなものです。市としての法的な理論武装をやり直し、過去の支払いを厳密に加味し、評価について考え直すこと、これこそが先決です。今の時点で安易に調停について行うことは到底賛成できません。

以上、執行部の反省を促し、私の反対討論といたします。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 横井克典議員。

○5番（横井克典君） 5番 横井克典です。

私は、議案第14号調停の申立てについて、賛成の立場から討論を行います。

この議案は、弥生小学校の土地をめぐる地権者との話合いがまとまらないため、第三者である調停を通じて解決を目指すものであります。

学校の土地は、子供たちが安心して学ぶために欠かせない大切な基盤であり、市には将来にわたり安定して確保する責任があります。これは、市は適切な価格を示し、購入も含めて協議を重ねてきましたが、合意には至っておりません。第三者を交えた公正な話合いにより双方が歩み寄り、安心して学校が使い続けられる解決を期待し、本議案に賛成いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第14号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号から議案第17号まで以上3件について、討論の通告はございませんが、特に発言の申出はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第15号から議案第17号まで、以上3件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第17号まで、以上3件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号について討論に入ります。

事前に通告がございますので、順次発言を許可します。

まず、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

議案第18号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場で討論させていただきます。

まず、今回も大幅な値上げが予定されています。特に均等割、平等割が大きく値上げとなっています。基礎課税額で均等割2,400円、平等割1,300円の値上げ、そして後期高齢者支援金の分で300円、均等、平等割で増えている。そして、併せて新設される子ども・子育て納付金の部分で平等割については800円、少なくともこうした中で4,800円は所得ゼロの子供でもかかってくる負担金となってきます。4,800円は均等割、平等割で値上げされ、そして介護保険の納付金と合わせれば、少なくとも普通の一般所得の方であれば6,900円は自然に少なくとも上がっていくという状況の中で、子供が増えれば増えるほど負担も増えるという少子化に逆行したものとなっているのに合わせて低所得者にもそうした負担がかかっていく。

確かに国民健康保険税に対しては7割軽減、5割軽減、3割軽減という部分はありますけれども、そうした人たちにも平等割等かかってくるので、その7割、5割、3割が負担されるというふうになっていきます。

また、今回、子ども・子育て支援のために納付金課税が新たに創設され、均等割額は18歳以下は免除されるとはいえ、そもそも子ども・子育て支援金のための予算をこうした社会保

険料の納付金から拠出するという制度自体がおかしいというふうに感じています。本来そうした制度であるならば、国からの公費で行うべきと考えます。

こういう中で、やはり国民健康保険税の負担は、皆さん被保険者の負担の限界となっています。そういう中では、やはりこうした制度そのものを大きく抜本的に見直していく必要があると考え、今議案に関しては賛成することができません。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、佐藤仁志議員。

○11番（佐藤仁志君） 11番。

議案第18号弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対して、賛成の立場から討論を行います。

しかしながら、これは手放しの賛成ではなく、苦渋の決断としての賛成であることをあらかじめ強く申させていただきます。

先ほどの那須委員の反対討論にもありましたように、2点申し上げますが、1点目、国民健康保険制度における子育て負担のある種の矛盾のようなものだと思います。先ほど那須議員からも指摘があったとおり、いわゆる社会保険料の場合は、子供が何人いても金額が変わらない。しかし、国民健康保険の場合には均等割、平等割という仕組みが存在します。これによって、世帯に子供が増えるほど保険税の負担が増額されるという、子育て世帯にとって非常に苛酷な構造となっています。少子高齢化社会を本気で改善しようとするならば、子供は国家が育てるという視点が不可欠です。

本市においても、先進的に子ども医療費のいわゆる自己負担分の軽減、現在は18歳未満ですね、努力を続けておりますが、そもそも子供に係る医療費や保険料については、そういう細かい制度設計ではなく、全額を国費で賄うべき時期に来ているのではないのでしょうか。

教育費の無償化が議論されています。だったら、国民健康保険についても、要は国民全体で子供を育てるという仕組みでなければ、お母さん、お父さんは大変ですよ。そういう仕組みへの抜本的転換を国に対して強く求めていくべきです。

2点目、本条例の評価と苦渋の賛成の理由を改めて整理します。

今回の条例改正において、市当局が先ほどもいろんな工夫をして一定の配慮を行い、適正な負担を模索している点は評価します。しかし、それはあくまで現行制度の枠内での次善の策に過ぎません。弥富市は本当に子育てに寄り添ってきた歴史がありますので、様々な制度運用において、工夫を今後もしていただきたいということを期待しまして、やむを得ない選択として賛成するものであります。

重ね重ね、我々議会の役割は、単に予算や条例を承認することではなく、その中身が本当に市民、そして次代を担う、特に子供たちのためになるかどうかを厳しく監視することにあります。理由を示さずに漫然と賛成するのではなく、以上のような制度的矛盾の問題提起と今

後の市政運営におけるさらなる選択と集中を強く要望して私の賛成討論とします。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第18号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号から議案第24号まで、以上6件について討論の通告はございませんが、特に発言の申出はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第19号から議案第24号まで、以上6件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第24号まで、以上6件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号について討論に入ります。

事前に通告がございますので、順次発言を許可します。

まず、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

議案第25号弥富市一般会計補正予算（第1号）に対して、反対の立場で討論させていただきます。

今回の補正予算は、国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金によって水道料金の引下げ、基本料金の免除及び中学校給食の引下げとなっています。問題にしたいのは、中学校給食費の引下げについて、引き下げる分に対しては問題ないとは思いますが、ただし、この中学校の給食費の引下げの幅に関して異議があります。

今、国から小学校のほうでは、給食費無償化と称して大幅な公費負担が出されています。今回の改定によって、新年度から小学校は1食当たり60円という負担になります、弥富市でも。しかし、中学校の1食当たりの負担は、今回この国の交付金を使っても1年間、令和8年度のみ370円という負担となっています。小学校60円に対して中学校370円、大きな乖離が

あります。多くの他市町では、こうした小学校と中学校、小学校に対しては無償化の自治体が増えています。

また、同時にこの機会を捉えて中学校の給食費も無償化をしている自治体も増えています。あるいは、大幅な負担減ということで半額にしている自治体も目立っています。そうした中で、弥富市は、この国の交付金の分しか給食費に投入せずに、少ない額での負担減となっており、1食当たりの負担額は前年度と変わらず370円のままという状況です。せっかく負担を引き下げるのであれば、もっと負担を大きく減らすべきと考え、この補正予算に対してもっとやっていただきたいという意味を込めて反対とさせていただきます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、伊藤千春議員。

○1番（伊藤千春君） 1番 伊藤千春でございます。

議案第25号令和8年度一般会計補正予算（第1号）につきまして、賛成の立場から討論を申し上げます。

まず、本議案の位置づけについてでございますが、本補正予算は、現在もなお続いております物価高騰の影響を踏まえ、市民生活への影響を可能な限り抑制しつつ、併せて年度内における安定的な行政運営を確保するために編成されたものであると理解しております。

昨今の物価上昇は、日常生活のあらゆる場面において市民の皆様に影響を及ぼしており、特に子育て世帯におかれましては、その負担感は決して小さくないものと拝察いたします。こうした状況の中で行政が果たすべき役割は、特定の負担が一方に偏ることのないよう、適切な調整を図りながら、市民生活全体を下支えしていくことにあるものと考えております。

その観点から、給食費に関する対応について申し上げます。

食材価格の上昇が継続する中にありましても、学校給食の質を維持することは、子供たちの健全な成長を支える上で極めて重要な要素でございます。同時に、その費用負担が保護者の皆様に過度に及ぶことのないよう配慮することもまた重要であると認識しております。

本議案におきましては、これら双方の要請を踏まえ、給食の質を確保しつつ、保護者負担の急激な増加を抑制する内容となっており、現実的かつ適正な対応であるものと受け止めております。

また、本補正予算に計上されております各経費につきましても、それぞれが事業の継続や制度対応に必要な不可欠なものであり、いずれも市民生活に密接に関わる内容でございます。これらを円滑に執行していくためには、適時適切な予算措置が求められるところであり、本議案はその要請に応えるものであると考えております。

本来、補正予算とは、社会経済情勢の変化に対し、機動的かつ柔軟に対応するためのものがございます。その趣旨に照らしましても、本議案は適切な時期において必要な措置を講じるものであり、その内容は妥当であると判断いたします。

以上の諸点を総合的に勘案いたしまして本議案は、市民生活の安定を図りつつ、行政運営を着実に進めるために必要なものであると認められますことから賛成するものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第25号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

江崎貴大議員より発議第2号が提出をされました。

お諮りをいたします。

これを直ちに日程に追加をし、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を本日の日程に追加をし、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 発議第2号 弥富市議会委員会条例の一部改正について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第28、発議第2号を議題といたします。

本案は議員提案ですので、提出者である江崎貴大議員に提案理由の説明を求めます。

江崎貴大議員。

○12番（江崎貴大君） 発議第2号弥富市議会委員会条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

この議案を提出するのは、行政組織の変更に伴い改める必要があるからであります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

発議第2号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程を追加して、海部南部消防組合議会議員の選挙についてを行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、海部南部消防組合議会議員の選挙についてを行うことに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第29 海部南部消防組合議会議員の選挙について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第29、海部南部消防組合議会議員の選挙についてを行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は本席より指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名をいたします。

海部南部消防組合議会議員に、高橋八重典議員、加藤明由議員、小久保照枝議員、横井克典議員、伊藤千春議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしました諸君を当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が海部南部消防組合議会議員に当選をされました。ただいま当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

お諮りいたします。

日程を追加して、海部地区環境事務組合議会議員の選挙についてを行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、海部地区環境事務組合議会議員の選挙についてを行うことに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第30、海部地区環境事務組合議会議員の選挙についてを行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は本席より指名をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本席を指名いたします。

海部地区環境事務組合議会議員に、平野広行議員、板倉克典議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしました諸君を当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をした諸君が海部地区環境事務組合議会議員に当選をされました。

ただいま当選をされました諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

お諮りいたします。

日程を追加して、海部地区水防事務組合議会議員の選挙についてを行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、海部地区水防事務組合議会議員の選挙についてを行うことに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第31 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第31、海部地区水防事務組合議会議員の選挙についてを行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は本席より指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名をいたします。

海部地区水防事務組合同約第6条ただし書の規定により、組合議会議員については、市長から佐藤直哉さんの推薦がございました。

お諮りいたします。

海部地区水防事務組合同約第6条ただし書の規定による組合議会議員については、市長の推薦のとおり、佐藤直哉さんの海部地区水防事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、佐藤直哉さんが海部地区水防事務組合同約第6条ただし書規定による組合議会

員に当選をされました。

ただいま海部地区水防事務組合議会議員に当選されました佐藤直哉さんには、会議規則第32条第2項の規定により、文書をもって当選の告知をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32 閉会中の継続審査について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第32、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長並びに公共工事入札問題調査特別委員長より、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員長並びに公共工事入札問題調査特別委員長の申出どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長並びに公共工事入札問題調査特別委員長の申出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって令和8年第1回弥富市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時02分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 柴 田 英 里

同 議員 鈴 木 りつか